

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党北海道議会議員団を代表して、議案第19号、第20号、第22号、第27号、第30号、第31号、第33号、第39号、第47号、第48号、第50号、第54号及び第96号に反対する討論を行います。

なお、議案第1号、第3号、第6号、第7号、第11号、第13号、第14号及び第17号については、ただいま、佐野弘美議員より、組み替え及び撤回を求める動議の提案説明があったとおりであります。

議案第19号は、北海道債権管理条例案です。

債権滞納処分の強制執行については、措置をとらなければならないと規定され、機械的な徴収強化につながるものであり、賛成できません。

議案第20号は、北海道核燃料税条例案です。

2013年に、停止中の原発からも課税できる仕組みをつくり、約90億円の税収を見込んでいるのであります。原発に依存する財政構造から脱却し、核燃料税廃止に向かうべきと、強く求めます。

よって反対いたします。

議案第22号は、北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案です。

届け出だけで民泊営業が可能となるもので、住民の同意や、管理人の常駐、対面での受付についても義務づけがないなどの問題点があります。

昨年12月に東京都新宿区で制定された新宿区民泊条例では、届け出の7日前までに周辺住民に通知すること、苦情が発生した際の記録の作成と3年間の保存など、厳しい規制を設けていることと比べても、極めて不十分であり、賛成できません。

議案第27号は、北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例案です。

危険物取扱者免状交付手数料等を値上げしようとするものであります。

資格取得者の負担増につながるため、反対です。

議案第30号は、北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案です。

道職員の退職手当の支給水準を引き下げるものであります。

道においては、17年にわたる給与の独自縮減により、道職員の生涯賃金が大きく削減されてきました。さらに、退職金を減額することは、職員と家族の定年後の生活を無視したものであり、反対です。

議案第31号は、北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案です。

道立の高等学校及び市町村立の小中学校など、合計で252人の削減を行おうというものです。

真に教職員の働き方改革を行うなら、教職員定数をふやすことこそ行うべきであり、削減には反対です。

議案第33号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案です。

ここにはマイナンバーの利用拡大の規定が盛り込まれており、情報漏えい等、さらなる危険性

を広げることから、賛成できません。

議案第39号は、北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案です。

国民健康保険の北海道単位化に伴い、市町村から財政安定化拠出金を徴収する根拠規定等を定めようとするものです。

国民健康保険の財政運営を市町村から都道府県に移管することは、保険料をさらに引き上げることにつながりかねないため、国保の北海道単位化に伴う条例改正である本条例案についても反対です。

議案第47号は、北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案です。

道立農業大学校の宿泊施設使用料の額を値上げしようとするものです。

農業人材の確保の点からも、個人負担が増額の一途をたどることは看過できるものではなく、賛成できません。

議案第48号は、北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案です。

これは、2級建築士試験手数料等の額を改定しようとするものです。

受験料の値上げで負担が強化され、さらなる受験者数の低下を招きかねず、反対です。

議案第50号は、北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案です。

この条例案は、民間営利企業が設置する施設の面積を地域の実情に応じて条例で定めることができるようにするものです。

都市開発事業を実施する民間開発事業者が都市公園を使用することにより、災害時の避難場所など、都市公園が持つ本来の機能が損なわれるおそれがあり、賛成できません。

議案第54号は、北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案です。

道路交通法施行令の改正に伴い、運転免許の試験手数料や高齢者運転者講習の値上げ等が盛り込まれています。

道民負担を重くするものであり、反対です。

議案第96号は、工事請負契約の締結に関する件です。

道議会庁舎の改築工事で落札した大成・伊藤・宮坂JVと契約を行おうとするものです。

リニア中央新幹線の建設工事をめぐる談合事件で逮捕者が出た大成建設を代表とするJVと契約を行うことは、地方自治を体現すべき北海道議会庁舎の建設にふさわしくなく、道民理解を失うことにつながりかねません。

東京都は、リニア中央新幹線の談合事件に絡む大成建設幹部の逮捕を受けて、即日、指名停止にしましたが、道はいまだに対応ができていません。

また、道自身の調査でも、仮契約から本契約に移る段階で指名停止になった場合、回答があった43都府県中、29都府県では仮契約を解除できる規定があることが明らかになっています。

道の取り組みが他県に比べて大きくおけているのは明白です。

我が会派は、これまで、全会派による議会庁舎改築整備等検討協議会において、改築の必要性の立場から、さまざまな提言を行ってきましたが、談合事件で逮捕され、かつ、道においても指

名停止の対象であった業者と、このまま契約を結ぶことに道民の理解が得られるでしょうか。

3月17日の新聞には、「道民の声を無視してJVとの請負契約をこり押しすれば、大きな禍根を残すことになるのではないか。」との投書が寄せられています。

このままでは、私たちとしても賛成できないではありませんか。

地方自治の一翼を担う道議会庁舎の建築に当たっては、談合事件で逮捕された業者との本契約はふさわしくなく、行うべきではありません。

以上で反対討論といたします。（拍手）（発言する者あり）